

高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林資源循環利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、森の工場等において原木の増産、安定的及び効率的な生産並びに供給体制の構築を図るとともに、確実な再造林による森林資源の持続的な循環利用を図るため、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が森林・林業経営に資する事業を行うために要する経費に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象経費等)

第3条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、補助対象経費、工種、工種又は施設区分、呼称単位、補助率及び補助の条件は別表第3から別表第7までに定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請等)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、別表第1の事業区分（1）、（3）及び（4）工種イについては所轄の林業事務所長（嶺北林業振興事務所の管内にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に、同事業区分（2）及び（4）工種アについては知事に提出しなければならない。ただし、同事業区分（2）は、当該補助金交付申請書をもって第13条の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

2 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助金の交付を申請するに当たって、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。また、補助事業者は、補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。

(補助金の交付の申請に係る提出資料)

第5条 補助金の交付の申請時には、別表第1の事業区分（2）で造林事業の採択を受けた者は次の第2号及び第3号の資料を、木材安定供給推進事業の採択を受けた者は第1号、第2号及び第3号の資料を、同事業区分（1）、（3）、（4）工種ア又はイは第2号及び第3号の資料を添付しなければならない。

(1) 木材安定供給推進事業実績報告書の写し

(2) 次のいずれかの書類

ア 県税の納税証明書（全税目のもの）

イ 県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」

における第4号様式)及び本人確認書類の写し(補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。)

ウ 県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書

(3) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書

(補助金の交付の決定)

第6条 知事又は所長は、第4条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書を補助事業者に対して通知するものとする。なお、別表第1の事業区分(2)については、別記第6号様式により通知すること。ただし、当該申請をした補助事業者が県税を滞納している場合、または当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事又は所長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 補助事業以外の事業について助成を受けており、補助金を受けることで必要な経費を上回る助成となる場合は、補助金の交付を見合わせる場合がある。

(補助金の交付を受けた者の義務)

第7条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助目的(第2条に規定する補助の目的をいう。以下この条において同じ。)を期間内に達成することができなくなった場合は、速やかに知事に報告し、その指示に従って要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。また、補助目的を達成するまでの間、全部若しくは一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 別表第1の事業区分(2)の補助事業により整備した森林について、補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に植栽した主林木の全てを伐採する場合又は他の用途に転用しようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。
- (5) 別表第1の事業区分(4)工種イの補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。)については、処分を制限する期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に規定する財産にあっては、大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間。大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)別表に規定する期間。以下この項において「処分制限期間」という。)内において、知事の承認を受けずに、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次号に規定する処分制限期間を経過しない場合におい

ては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を保管しなければならない。

- (7) 別表第1の事業区分(2)の補助金の交付を受けた補助事業者は、森林所有者に第6条第1項の補助金交付決定通知書の写しを交付し、遵守事項を周知すること。この場合においては、別記第7号様式による所有者ごとの施業地一覧表を添付すること。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、補助の対象とした施行地の主林木の全てを伐採し、又は他の用途に転用したとき。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、知事と協議することができるものとする。
- (4) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあつては、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額が当該減額した額を上回る部分の金額がある場合)
- (5) 別表第1の事業区分(1)の補助事業により施工した作業道等や同事業区分(4)工種イの補助事業により導入又は改良した機械等を利用して生産される原木は、県内の原木市場、製材工場及び木質バイオマス発電所等(以下「県内加工事業者等」という。)へ別表第3及び別表第7の補助の条件に基づき供給しないとき。また、同事業区分(1)の補助事業については、事業完了後、1年以上皆伐に着手しないとき及び4年以内に皆伐が完了しないとき、並びに皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再造林を完了しないとき。また、同事業区分(1)工種アにおいて、皆伐完了時の路網密度が1ヘクタール当たりおおむね200メートルを超えたとき。ただし、対象森林の全部若しくは一部が公用、公共用若しくは公益事業の用に供されたとき又は火災、天災その他事業者の責めに帰することができない事由により対象森林の全部若しくは一部が滅失したときは、この限りでない。
- (6) 前号ただし書に規定する事由以外により再造林が完了することができなかつたときは、その理由を知事に速やかに報告するとともに改善措置を講じなければならないこと。また、措置の状況が適切でないことが明確なときには、別表第1の事業区分(1)の補助事業により交付した補助金相当額の全部又は一部の返還を求める場合がある。
- (7) 補助事業の実施においては、森林法(昭和26年法律第249号)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)及び森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)の規定を遵守するとともに、その行為態様や社会的影響を勘案して不適切だと判断される行為を行ったとき。

(義務の承継)

第9条 補助事業者は補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、当該補助事業(別表第1の事業区分(1)、(2)及び(3))により整備した森林の所有権を移転させる場合は、この要綱の規定並びに関係規定に基づく処分及び交付の条件によって生ずる義務を移転後の所有者に承継させなければならない。この場合において、補助事業者は、あらかじめ、移転後の所有者が当該義務を承継し遵守する旨の知事宛ての誓約書を徴収し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付

の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令、規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反したとき又は補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事又は所長の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による変更等承認申請書を別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イについては所長に、同事業区分(2)及び(4)工種アについては知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。なお、補助事業の全てを廃止することにより当該補助事業に係る成果が消滅する場合にあっては、当該変更等承認申請書をもって第13条の補助事業等実績報告書に代えるものとする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額
- (3) 補助金額の30パーセントを超える減額
- (4) 工種又は施設区分の変更、追加及び廃止

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事又は所長から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イについては所長に、同事業区分(2)及び(4)工種アについては知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第13条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとする。実績報告は、別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イについては所長に、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。また、同事業区分(4)工種アについては知事に、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合にあっては以下のとおりとする。

- (1) 前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 前項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

3 前項の規定による報告は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した年度の翌年度の5月末日までに行わなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定していない場合は、翌々年度の5月末日までに報告しなければならない。

(書類の提出)

第14条 申請又は報告を行う補助事業者は、別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イに関す

る場合、所長へ書類を1部提出しなければならない。また、知事に提出する書類のうち同事業区分(4)工種アに関する場合、林業振興・環境部木材増産推進課長へ書類を1部、同事業区分(2)に関する場合は、管轄の所長を経由して2部提出しなければならない。

- 2 別表第1の事業区分(1)、(3)及び(4)工種イの補助事業者は、別記様式中「高知県知事」とあるのは、「林業(振興)事務所の長」と読み替えて適用するものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第7条、第8条、第13条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年11月7日から施行する。ただし、同日前に申請済みの令和6年度事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

別表第1（第2条、第4条－第9条、第11条－第14条関係）

事業区分	工種	事業内容	補助事業者
(1) 原木増産推進事業	ア 作業道開設 イ 作業ポイント ウ 集材架線 エ 防護管取付等	原木の生産に必要な作業道開設、作業ポイント及び集材架線の整備等に対する支援 （標準タイプ） 森の工場事業実施計画の承認区域内での実施 （皆伐技術力向上タイプ） 林業適地の区域内での実施	（標準タイプ） 森の工場事業実施計画の承認を受けた事業者で県内に事業所を有しているもの （皆伐技術力向上タイプ） 皆伐経験の少ない事業者であって県内に事業所を有しているもの
(2) 再造林等支援事業	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備 ウ 下刈り	造林事業又は木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は3回までの下刈りに対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体
(3) 林地残材等搬出支援事業	林地残材等搬出	林業適地において、再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等（C材、D材又はそれらを破砕したもの）を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に対する支援	市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び選定経営体
(4) スマート林業実証等支援事業	ア 先端機械実証データ取得	新しい林業機械の実証データの取得に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの
	イ 作業システム向上実践支援	スマート林業の推進や作業システムの改善による生産性の向上や労働強度の軽減、省力化に必要な既存機械の改良並びに機械装置及び設備の導入に対する支援	選定経営体かつ森の工場事業実施計画の承認を受けたもの

※表中の「皆伐経験の少ない事業者」とは、過去3年間の原木生産量に占める皆伐による生産量が30パーセント以下の事業者を指す。なお、皆伐技術力向上タイプの活用は原則1事業者1回のみとする。

※表中の「選定経営体」とは、平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知「林業経営体の育成について」に基づき知事が選定した育成経営体を指す。

※補助金については、事業区分間で流用してはならない。

別表第2（第2条、第6条―第7条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	呼称単位	補助率	補助の条件
原木増産推進事業	皆伐作業に必要な作業道開設、作業ポイント又は集材架線の整備等に要する経費（標準タイプ） 森の工場事業実施計画の承認区域内での実施 （皆伐技術力向上タイプ） 林業適地の区域内での実施	ア 作業道開設	メートル	次の区分ごとに定める単価を用いて算定した額とする。 ア 幅員2.5メートル以上3.0メートル未満 1メートル当たり1,100円以内 イ 幅員3.0メートル以上 1メートル当たり1,500円以内	<ul style="list-style-type: none"> 作業ポイントの整備においては、1箇所当たりの面積が90平方メートル以上であること。 集材架線においては、主索支間長が300メートル以上であること。ただし、2段集材の場合は、主索支間長の合計距離が300メートル以上のとき、合計距離を補助対象とする。 H型集材等については主索2本の延長全てを対象とする。 防護管取付等においては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第20条に基づき事業者の講ずべき措置等を行うとき、補助対象とする。
		イ 作業ポイント	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1箇所当たり55,000円以内	
		ウ 集材架線	メートル	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1メートル当たり600円以内	
		エ 防護管取付等	箇所	次に定める単価を用いて算定した額とする。 1箇所当たり178,000円以内	

（注）

- 1 補助事業により生産される原木は、県内加工事業者等にその半数以上を供給しなければならない。なお、対象樹種には広葉樹を含む（ただし、木炭用・椎茸栽培用は含まない。）。
- 2 次に該当する場合は補助対象としない。
 - (1) 国及び県の他の補助事業に採択された、又は採択可能な事業。
 - (2) 国有林内の分収造林、請負事業（システム販売を含む。）及び立木販売における事業箇所等で実施するもの。ただし、補助施設を国有林と民有林で兼用する場合であって、民有林の皆伐が過半の場合を除く。
 - (3) 事業完了後、1年以上皆伐に着手しないもの及び4年以内に皆伐が完了しないもの。
 - (4) 工種が作業道開設のとき、当該年度の皆伐実施区域内における1ヘクタール当たりの路網密度（当事業による開設及び既設道並びに当該年度の自力による開設の合計を皆伐実施区域内面積で除したもの）がおおむね200メートルを超えるもの。
 - (5) 皆伐実施区域の面積が1区域当たりおおむね10ヘクタールを超えるもの。
- 3 作業道の延長はメートル単位とし、小数点以下は切り捨てるものとする。また、集材架線の延長は10メートル単位とし、端数は切り捨てるものとする。

- 4 補助金額は、工種が作業道開設のとき、路線ごとの開設延長に「補助率等」欄に定める単価を乗じて算出するものとし、当該補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 高知県森林作業道作設指針に則り林地崩壊等が生じないよう必要な措置を講じること。その他、関係法令の基準（制限）に沿って実施すること。
- 6 皆伐が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に再生林を完了すること。（要綱第8条第1項第5号）

別表第4（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
再造林等支援事業	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する経費。	ア 人工造林 イ 付帯施設等整備	補助率は、知事が別に定める標準経費の86(90)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の補助金額（以下「基礎補助金額」という。）を差し引いた額以内とする。 なお、造林事業で査定係数90が適用される場合は標準経費の54(58)パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。ただし、耕作放棄地への人工造林にあつては、標準経費の90パーセントから基礎補助金額を差し引いた額以内とする。 また、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は86(90)及び54(58)パーセントを91(95)及び59(63)パーセントに読み替える。 上記の括弧内の数字は、造林事業で査定係数180が適用された場合又は保安林（林業適地）において、指定施業要件で定められた本数が適用される単価区分により植栽された場合に適用する。	以下のすべてを満たすこと (1) 造林事業及び木材安定供給推進事業での採択を受けた者。 (2) 低密度植栽であること。 (3) 木材安定供給推進事業においては補助率が3分の2で採択されたもの。 (4) 林業適地以外で人工造林を行う場合は、広葉樹の植栽本数を半数以上とすること。
	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された下刈りに要する経費。	下刈り	補助率は、知事が別に定める標準経費の18%以内とする。	以下のすべてを満たすこと (1) 3回までの下刈りであること。 (2) 工種ア人工造林での採択を受けたもの又は低密度植栽により植栽されたものであること。

- (注)
- 人工造林とは、人工林の伐採跡地の再造林及び耕作放棄地への造林のことをいう。
 - 付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とは、シカ被害防護施設のことをいい、再造林と一体的に行うものに限る。
 - シカ被害防護施設とは、防護ネット及び単木保護のことをいう。
 - 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽とする。ただし、人工造林において、やむを得ず植栽本数が1ヘクタール当たり2,000本を超える場合は、1ヘクタール当たり2,500本までの植栽に限り、造林事業において1ヘクタール当たり2,000本が適用される標準経費に上乘せる補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。
 - 保安林にあつては、指定施業要件で定められた本数が適用される区分（最大で1ヘクタール当たり3,000本まで）の標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。ただし、指定施業要件が1ヘクタール当たり2,000本以下の場合にあつては、1ha当たり2,000本の植栽を補助対象上限とし、その範囲内で植栽本数に応じた標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。
 - 木材安定供給推進事業は、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱の別表第1「01 体質強化花粉削減」のうち「3 低コスト再造林対策」の事業を対象とする。
 - 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。なお、林業適地として指定される前の令和5年度以前に再造林が実施された箇所で行う下刈りについては、低密度植栽によらず補助の対象とすることができる。
 - 国有林の分収造林地は、林業適地を定める市町村森林整備計画の対象外であるため、当該森林と一体とみなすことができる周辺の森林が林業適地に設定されていることをもって林業適地とみなすことができる。

別表第5（第3条、第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
林地残材等搬出支援事業	林業適地において再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に要する経費。	林地残材等搬出	定額 チップ等端材1トン当たり900円以内 ただし、森の工場内からの搬出の場合は1トン当たり1,200円以内	以下のすべてを満たすこと (1) 林業適地内であること。 (2) 再造林が確実に実施される旨を記載した協定書に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 (3) 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 (4) 実績報告の際には、利用施設の仕切書等で搬出量が確認できること。 (5) 出荷先は原則、県内の利用施設に限る。

(注)

1 チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部や根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材（枝条を含む。）をいう。

(注)

- 1 新しい林業機械は、高知県内に導入実績のない機械又は導入台数が少なく稼働データが公開されていない機械に限るものとし、関係法令に基づき必要となる設備を備えていること。
- 2 データ取得等に係る事務費は、次による活動に係る経費とする。
 - (1) データ取得及びアドバイザーに要する経費：人件費、賃金、旅費、報償費（謝金）、役務費及び委託料。
 - (2) レンタル機械の運転及び現場間の回送に要する経費：需用費（消耗品、修繕及び燃料費）、役務費（運搬費及び保険料）及び賃借料。
 - (3) 運転技術習得に要する経費：技術習得者の人件費、指導者の報償費（謝金）、負担金及び旅費。
- 3 実証データの測定に当たっては、別に定める基準により実施すること。
- 4 当該事業で取得した実証データは、県に無償提供するとともに公開すること。
- 5 「その他」は、先端技術等を用いて生産性や労働安全衛生の向上等に資する機械及び器具類とする。（汎用性の高いものを除く）
- 6 補助の範囲は新しい林業機械の稼働と分離出来ない一連の作業とする。

